

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和8年8月20日 第203号

妖怪ミュージアムに行ってきました

さくら市の荒井寛方記念館で開催されている、夏休み特別企画の妖怪ミュージアムに行ってきました。10年前に解体新書を見るために訪問した時にも人はそこそ居ましたが、全く比較にならないほどの大盛況でした。妖怪人気は凄いですね。館内と隣接した勝山城址内に設置されたキーワードを探すウォークラリーも行われていて、親子連れが沢山歩き回っていました。展示方法もユニークで、妻はしきりに学芸員さんの頑張りを褒めていました。



大きな人形も沢山ありました。

その映像が映し出されていたのですが、参加者全員が狐のメイクをして、さらに狐の面や耳をつけ時々、手をグーにして「コン」と言いながら練り歩きます。お囃子などはなく、一つの太鼓だけでリズムをとっているの、とってもシュールです。今年も10月に開催されます。今年は先約があって行けないのですが、いつか生で見てみたいものです。

私は特に、展示の終盤で紹介されていた、喜連川の「きつねの嫁入り」に興味を惹かれました。昔は喜連川には多くのきつねが棲んでいて、「きつね川」とも呼ばれていたそうです。初耳でした。山裾に赤い灯がともり、そのあかりがついたり消えたりして、きつねの嫁入りと言われていたと。この伝承を受けて9年前からきつねの嫁入行列をやっているそうです。



きつねの嫁入りの映像とお面。



家の勝手口に絡んだカボチャです。

お盆に上陸した台風の風は凄かったですね。あちこちで大木が倒れていましたが、当然うちの畑も大ダメージを受けました。足場パイプで組んだ道具小屋は綺麗に90度転倒していました。重しに太さ20センチの丸太を載せていたのですが、そんなものでは防げませんでしたね。防虫ネットは支柱ごとなぎ倒され、三角に組んだ支柱にネットを這わせたゴーヤも、倒れてしまい、涙目になってしまいます。

我が家の畑

「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」最新版が公表されました。

今年の 10 月から全ての会社にも、カスタマーハラスメント対策と求職者に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。この措置を受けて、厚労省が7月 16 日、「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」最新版を公表しました。

事業主の対策が義務となっているパワハラ・セクハラ・マタハラ(妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント)と、カスタマーハラスメント、求職者等セクシュアルハラスメントについて、ハラスメントに当たる行為を解説するとともに、「事業主の方針の明確化」「相談体制整備」「事後対応」「再発防止」など、事業主が講ずべき措置が具体的に整理され、各種資料も収録されています。

◆10 月からの対策義務化に対応した内容

カスタマーハラスメント防止に特有の措置としては、「対応の実効性を確保するために必要な抑止のための措置」を挙げています。具体的には、労働者に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるものへの対処方針をあらかじめ定め、管理監督者を含

む労働者に周知するとともに、方針において定めた対処を行うことができる体制を整備します。

求職者等セクシュアルハラスメント防止に特有の措置としては、「求職活動等に関するルールの明確化と周知・啓発」を挙げています。具体的には、求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者および求職者等への周知・啓発を行います。



◆10 月からの対策義務化に対応した内容

就業規則・ハラスメント規程の規定例や社内掲示・社内周知の文例なども、収録されています。管理職・人事担当者向けの研修資料や相談窓口担当者の対応マニュアルの作成、従業員説明会での周知などにご活用ください。

【参考】

「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」で検索すると、「厚生労働省」と検索結果に表示されます。